

議案第16号

福岡市営渡船条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、渡船事業の健全な運営を図るため、志賀・博多間の定期運航路線を見直すとともに、児童福祉法の一部改正等に鑑み、渡船の団体割引運賃等の適用範囲を改める必要があるによる。

福岡市営渡船条例の一部を改正する条例

福岡市営渡船条例（昭和39年福岡市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第1条の表運航路線の欄中「大岳及び」を削る。

別表第1 1 普通乗船運賃の表博多－大岳の欄，西戸崎－大岳の欄及び大岳－志賀の欄を削り，同表備考第1項中「，大岳」を削る。

別表第1 2 団体割引運賃の表区分の欄中「(当該団体を構成する者が所属する学校等(以下「学校等」という。)の教職員に限る。以下同じ。)」を削り，「小学校，幼稚園及び保育所の児童及び園児」を「幼稚園，小学校，保育所及び認定こども園の園児及び児童並びに家庭的保育事業等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している児童」に改め，同表備考中第3項を第4項とし，同表備考第2項中「学校等」の次に「，保育所，認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所」を加え，同項を同表備考第3項とし，同表備考第1項の次に次の1項を加える。

2 この表において「引率者」とは，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める者であつて，当該団体を引率する者をいう。

- (1) 当該団体を構成する者が幼稚園，小学校，中学校，高等学校，大学，高等専門学校，専修学校及び各種学校(以下「学校等」という。)の園児，児童，生徒又は学生である場合これらの者が所属する学校等の教職員

(2) 当該団体を構成する者が保育所及び認定こども園の児童又は園児である場合 これらの者が所属する保育所又は認定こども園の職員

(3) 当該団体を構成する者が家庭的保育事業等を利用している児童である場合 これらの者が利用している家庭的保育事業等を行う事業所の職員

別表第1 3 定期乗船運賃の表学生定期の部小学校，幼稚園及び保育所の児童及び園児の款を次のように改める。

幼稚園，小学校，  
保育所及び認定  
こども園の園児  
及び児童並びに  
家庭的保育事業  
等を利用してい  
る児童

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。